

## ふじのくに消費者教育推進県域協議会について

### 1 概 要

平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」第20条に基づき、本県の消費者教育の総合的体系的かつ効果的な推進に向け、構成員相互の情報の交換及び調整を行うため、「ふじのくに消費者教育推進県域協議会」を設置している。

また、令和4年4月に県内東・中・西部に地域消費者行政推進連携協議会を設置し、各地域の消費者教育における課題への対応、市町との連携強化や市町支援などに取り組んでいる。

### 2 ふじのくに消費者教育推進県域協議会

- (1)設置年月日 平成27年4月1日
- (2)根拠法令 消費者教育の推進に関する法律
- (3)設置の目的 消費者教育を効果的、体系的に推進するため、県の役割と推進体制を明確にするとともに、多様な主体の連携による実効性のある協議を行う
- (4)構成団体 構成員は、下表の団体・機関等から推薦のあった者を充てる

	団体・機関等
1	常葉大学
2	静岡県弁護士会
3	静岡県司法書士会
4	静岡県消費者団体連盟
5	静岡県生活協同組合連合会
6	一般社団法人静岡県労働者福祉協議会
7	公益社団法人日本青年会議所東海地区静岡ブロック協議会
8	静岡県金融広報委員会
9	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
10	静岡県教育研究会技術・家庭科教育研究部
11	静岡県教育委員会事務局教育政策課
12	静岡県教育委員会事務局義務教育課
13	静岡県教育委員会事務局高校教育課
14	静岡県教育委員会事務局特別支援教育課
15	静岡県教育委員会事務局社会教育課
16	静岡県くらし・環境部県民生活課
17	静岡県東部県民生活センター
18	静岡県中部県民生活センター
19	静岡県西部県民生活センター
20	静岡県賀茂広域消費生活センター

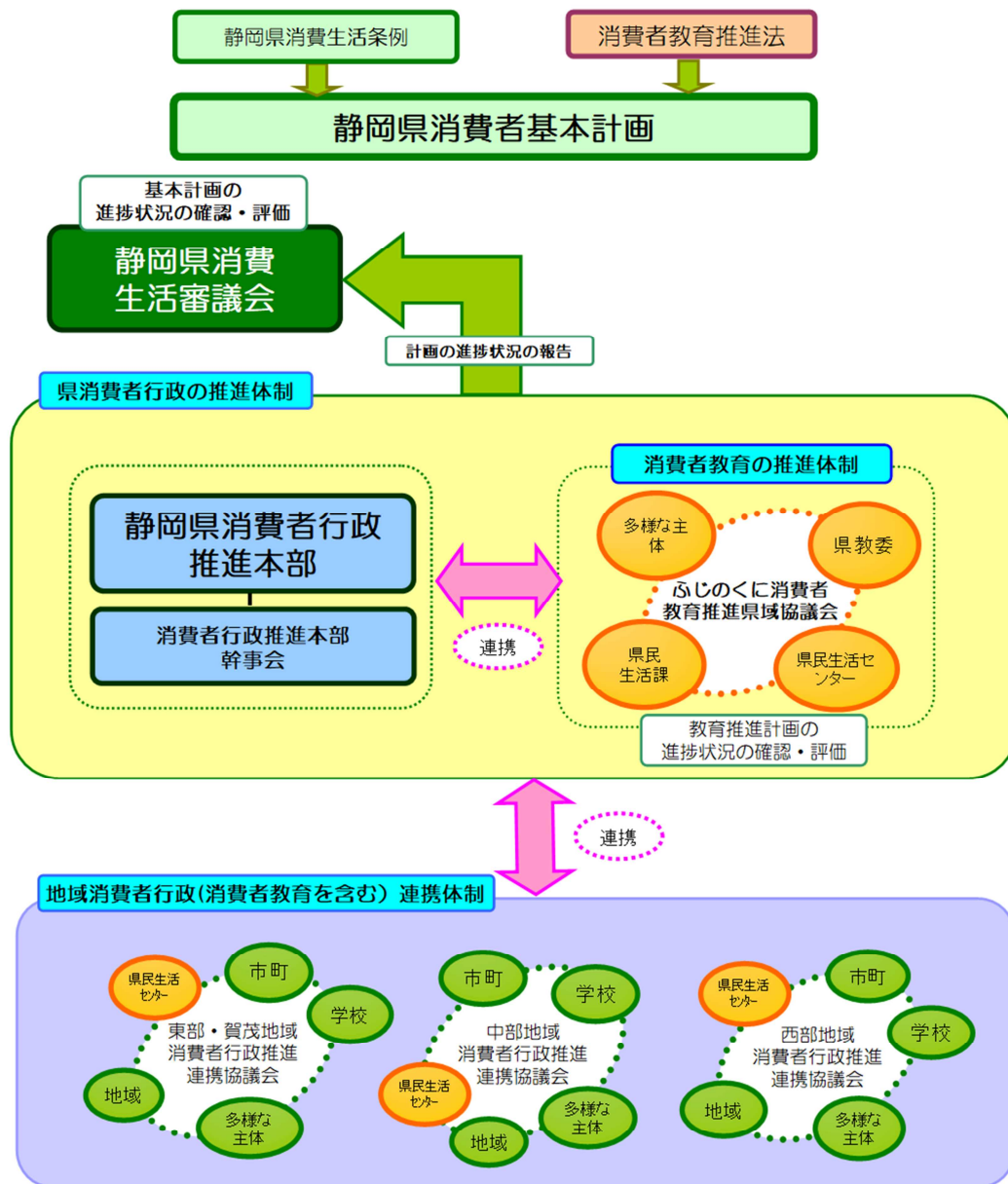
(5) 所掌事務

- ①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関する構成員の情報交換及び調整
- ②静岡県消費者教育推進計画の策定に関する構成員の意見の調整
- ③静岡県消費者教育推進計画の進捗状況の確認
- ④消費者教育推進に係る調査、研究等
- ⑤その他、消費者教育の推進に必要な事務

(6) 静岡県消費者教育推進計画

「静岡県消費者基本計画」(2022年度～2025年度)のうち大柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」を消費者教育推進計画に位置づける。

(7) 静岡県消費者基本計画の推進体制



3 令和5年度開催実績、予定

	開催時期	内 容
第1回	令和5年9月5日(火)	今後の取組について 計画の進捗状況の確認、活動指標の見直しについて
第2回	令和6年3月	本年度の実績、次年度の取組について